

和光都市計画生産緑地地区の変更（和光市決定）

- 1 都市計画生産緑地地区中第94号生産緑地地区ほか3地区を次のように変更する。

名 称	面 積	備 考
第94号生産緑地地区	約1.30ha	変更概要図（1/8）参照
第101-1号生産緑地地区	約0.13ha	変更概要図（2/8）参照
第127号生産緑地地区	約1.35ha	変更概要図（3/8）参照
第130号生産緑地地区	約0.18ha	変更概要図（4/8）参照

- 2 都市計画生産緑地地区中第101-2号地区を第101-2号及び第101-3号に、第128号生産緑地地区を第128-1号及び第128-2号に分割し、面積を次のように変更する。

名 称	面 積	備 考
第101-2号生産緑地地区	約0.08ha	変更概要図（5/8）参照
第101-3号生産緑地地区	約0.09ha	変更概要図（5/8）参照
第128-1号生産緑地地区	約0.31ha	変更概要図（6/8）参照
第128-2号生産緑地地区	約2.12ha	変更概要図（6/8）参照

- 3 都市計画生産緑地地区中第159号、第160号生産緑地地区を次のように追加する。

名 称	面 積	備 考
第159号生産緑地地区	約0.14ha	変更概要図（7/8）参照
第160号生産緑地地区	約0.08ha	変更概要図（8/8）参照

理 由

公共施設等の設置、法第3条の要件を満たす追加指定及び法第14条の規定に基づく行為制限の解除により都市計画生産緑地地区を本案のとおり変更するものである。

新旧対照表

	名 称	面 積	備 考
新	第94号生産緑地地区	約 1.30 ha	
旧	第94号生産緑地地区	約 1.34 ha	
新	第101-1号生産緑地地区	約 0.13 ha	
旧	第101-1号生産緑地地区	約 0.22 ha	
新	第101-2号生産緑地地区	約 0.08 ha	
	第101-3号生産緑地地区	約 0.09 ha	
旧	第101-2号生産緑地地区	約 0.38 ha	
新	第127号生産緑地地区	約 1.35 ha	
旧	第127号生産緑地地区	約 1.64 ha	
新	第128-1号生産緑地地区	約 0.31 ha	
	第128-2号生産緑地地区	約 2.12 ha	
旧	第128号生産緑地地区	約 2.87 ha	分割による廃止
新	第130号生産緑地地区	約 0.18 ha	
旧	第130号生産緑地地区	約 0.45 ha	
新	第159号生産緑地地区	約 0.14 ha	
旧			
新	第160号生産緑地地区	約 0.08 ha	
旧			

変更概要書

名 称	変更の内容
第 9 4 号生産緑地地区	<p>道路用地として市に寄付された。</p> <p>面積及び区域の変更</p> <p>面積約 1.34ha のうち約 0.04ha を削除し、約 1.30ha に変更する。</p>
第 1 0 1 - 1 号生産緑地地区	<p>法第 1 4 条の規定に基づき、行為制限が解除された。</p> <p>面積及び区域の変更</p> <p>面積約 0.22ha のうち約 0.09ha を削除し、約 0.13ha に変更する。</p>
第 1 0 1 - 2 号生産緑地地区	<p>公園整備のため、市が公園用地として買収した。</p> <p>面積及び区域の変更</p> <p>面積約 0.38ha のうち約 0.21ha を削除する。</p> <p>これに伴い第 101-2 号、第 101-3 号に分割され、それぞれの面積を約 0.08ha、約 0.09ha に変更する。</p>
第 1 2 7 号生産緑地地区	<p>法第 1 4 条の規定に基づき、行為制限が解除された。</p> <p>面積及び区域の変更</p> <p>面積約 1.64ha のうち約 0.29ha を削除し、約 1.35ha に変更する。</p>
第 1 2 8 号生産緑地地区	<p>法第 1 4 条の規定に基づき、行為制限が解除された。</p> <p>面積及び区域の変更</p> <p>面積約 2.87ha のうち約 0.44ha を削除する。</p> <p>これに伴い第 128-1 号、第 128-2 号に分割され、それぞれの面積を約 0.31ha、約 2.12ha に変更する。</p>
第 1 3 0 号生産緑地地区	<p>法第 1 4 条の規定に基づき、行為制限が解除された。</p> <p>面積及び区域の変更</p> <p>面積約 0.45ha のうち約 0.27ha を削除し、約 0.18ha に変更する。</p>
第 1 5 9 号生産緑地地区	<p>都市の緑化推進のため生産緑地地区を新たに指定する。</p> <p>新規指定</p> <p>面積約 0.14ha を追加する。</p>
第 1 6 0 号生産緑地地区	<p>都市の緑化推進のため生産緑地地区を新たに指定する。</p> <p>新規指定</p> <p>面積約 0.08ha を追加する。</p>

理 由 書

本理由書は、都市計画法第17条第1項の規定（第21条第2項の規定において準用する同法第17条第1項の規定）に基づき、和光都市計画生産緑地地区の変更についての理由を示したものです。

1 和光都市計画における位置等

和光都市計画生産緑地地区第94号、第101-1号、第101-2号、第127号、第128号、第130号、第159号、第160号

2 決定（変更）の必要性及び内容

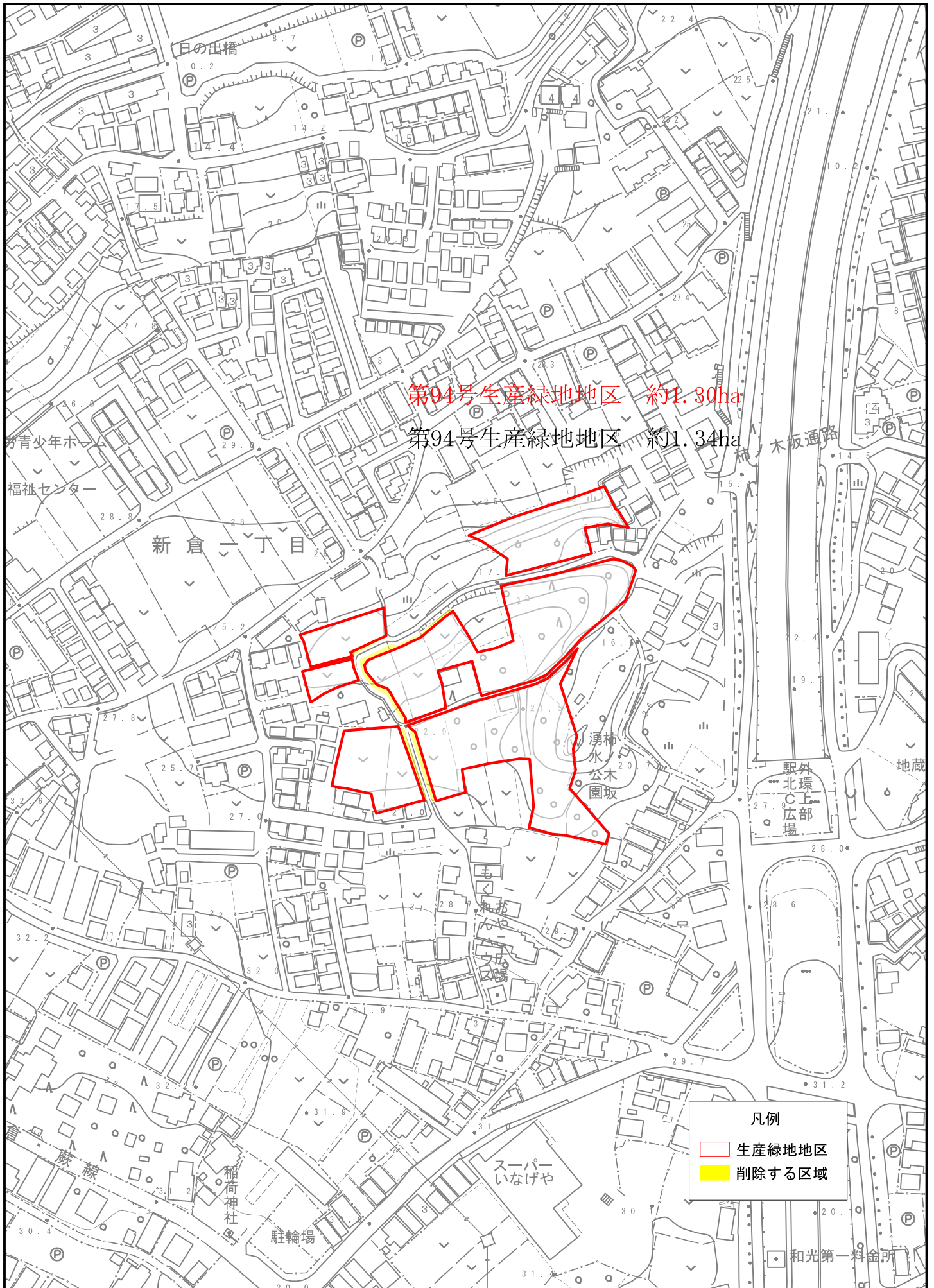
(1) 和光都市計画生産緑地地区第94号において、土地の一部を道路用地として寄付採納を行いたいとの申し出があり、和光市財産規則第6条の規定により、公衆用道路敷地（市道245号線）として財産を受納したことにより面積及び区域の変更を行う。

(2) 和光都市計画生産緑地地区第101-2号生産緑地地区において、公園整備に伴い生産緑地の一部を公園用地として買収した。これに伴い、第101-2号、第101-3号に分割する。

(3) 和光都市計画生産緑地地区第101-1号、第127号、第128号、第130号において、生産緑地法第10条に基づき、主たる従事者の死亡による買取申出が行われ、同法第14条の規定に基づく行為制限の解除があったので、第101-1号、第127号、第130号については、面積及び区域の変更を行い、第128号については、第128-1号及び第128-2号に分割する。

(4) 和光都市計画生産緑地地区第159号、第160号を都市の緑化推進のために新たに指定する。

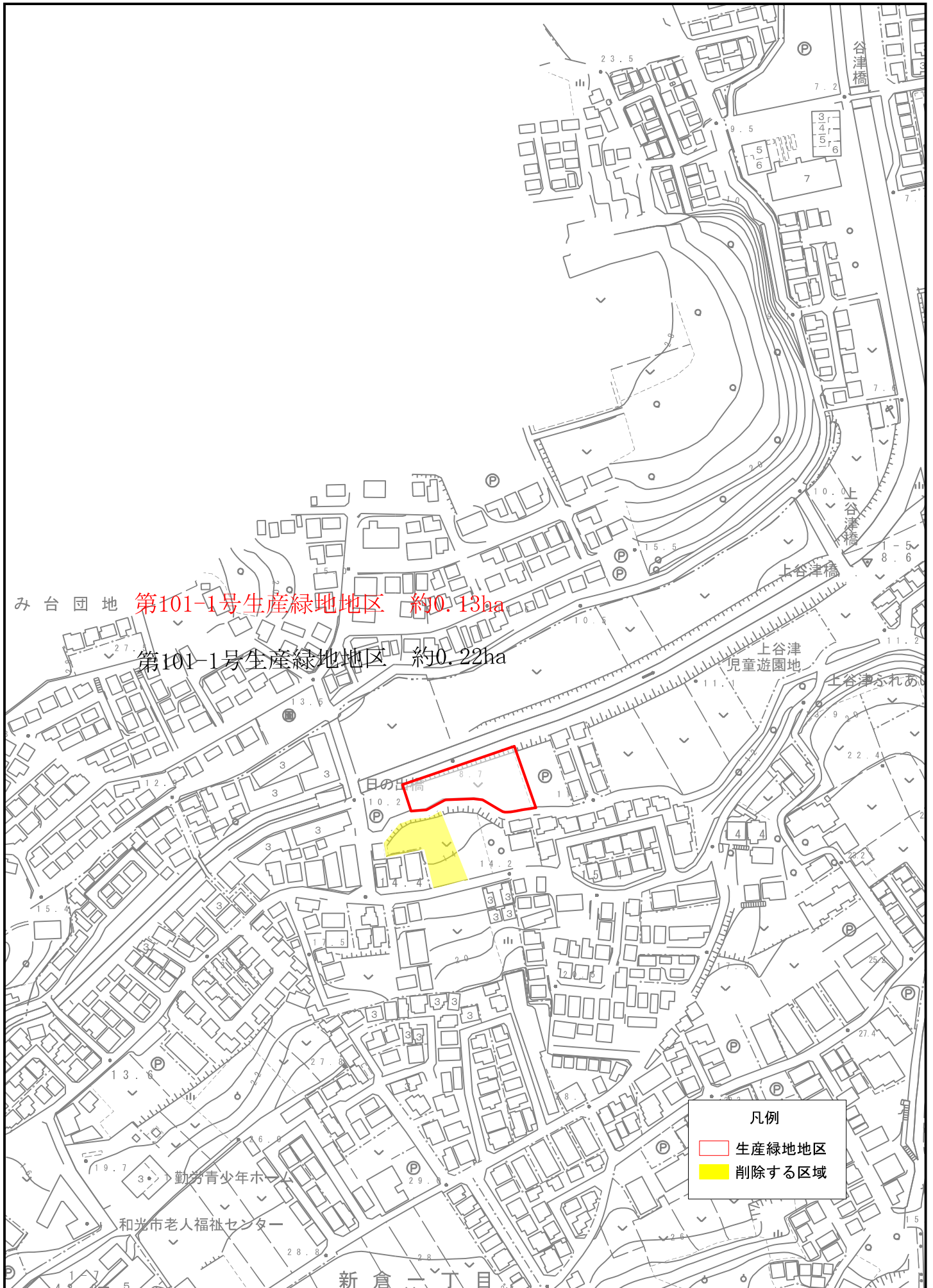
和光市では、良好な生活環境を図ることによる市街化区域内農地の計画的な確保と住民からの要望により、平成22年度から和光市生産緑地地区追加指定要綱に基づく生産緑地地区の追加指定受け入れを行っている。本件についても、この和光市生産緑地地区追加指定要綱に基づく変更である。

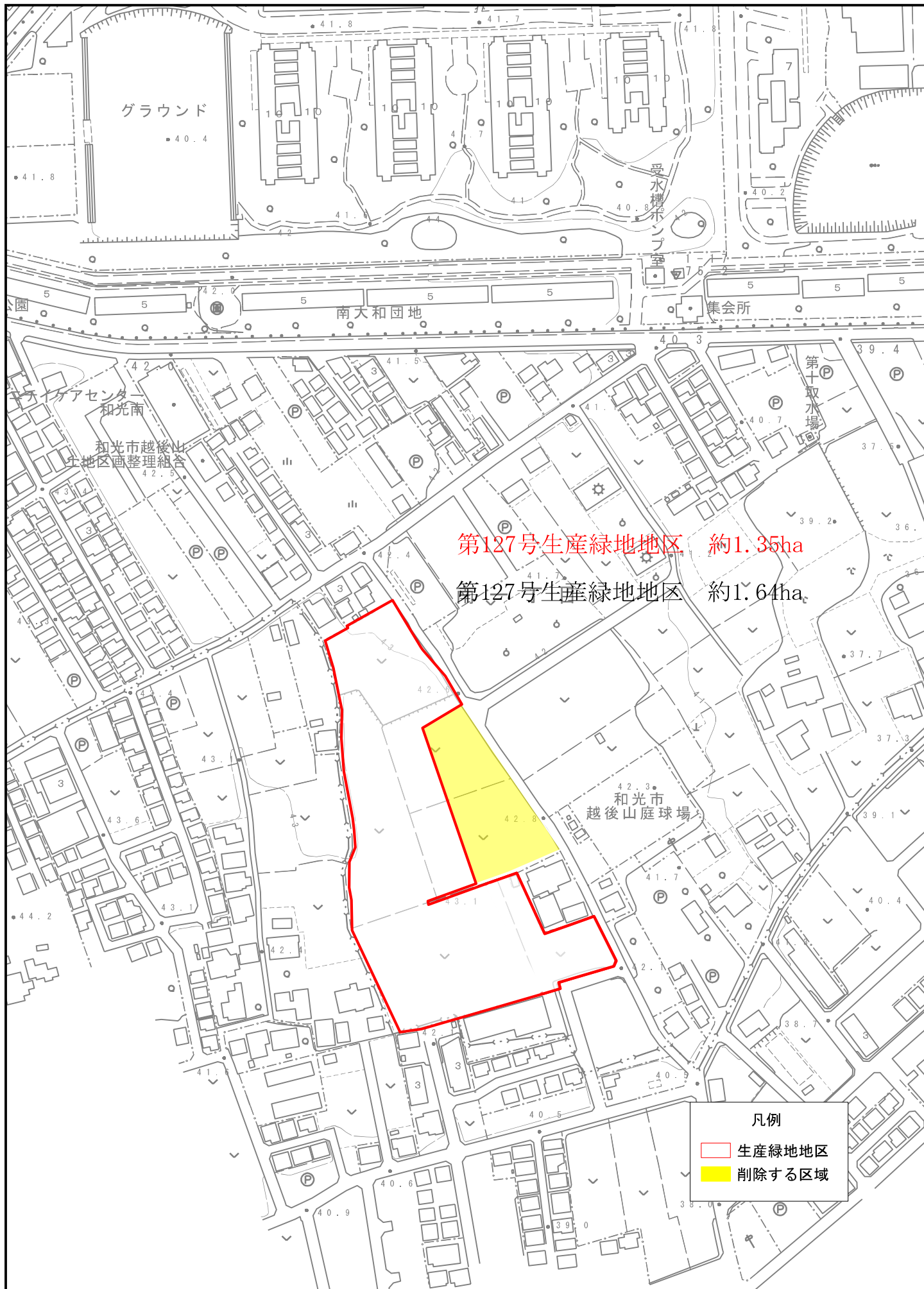


第94号生産緑地地区 約1.30ha

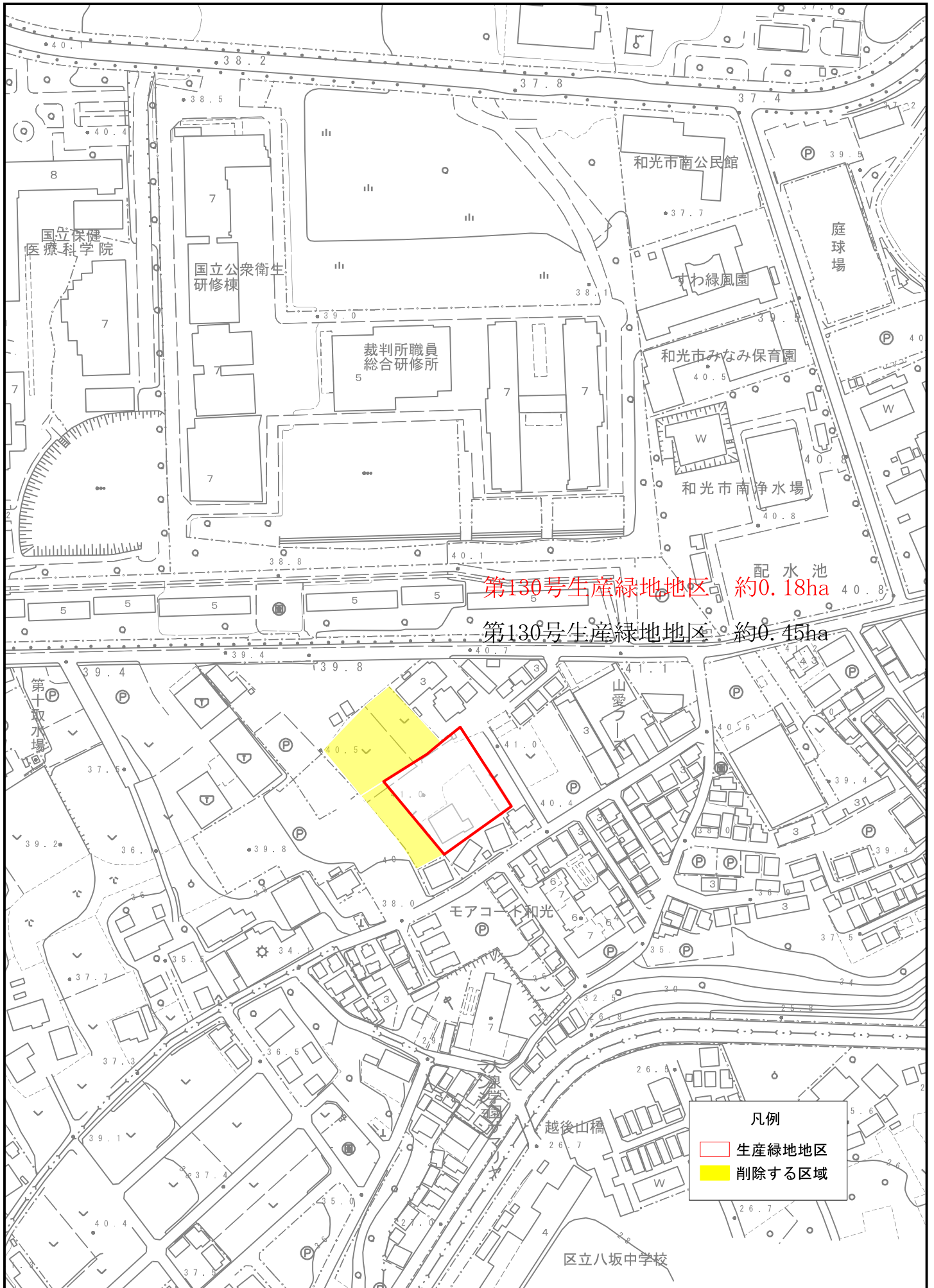
第94号生産緑地地区 約1.34ha

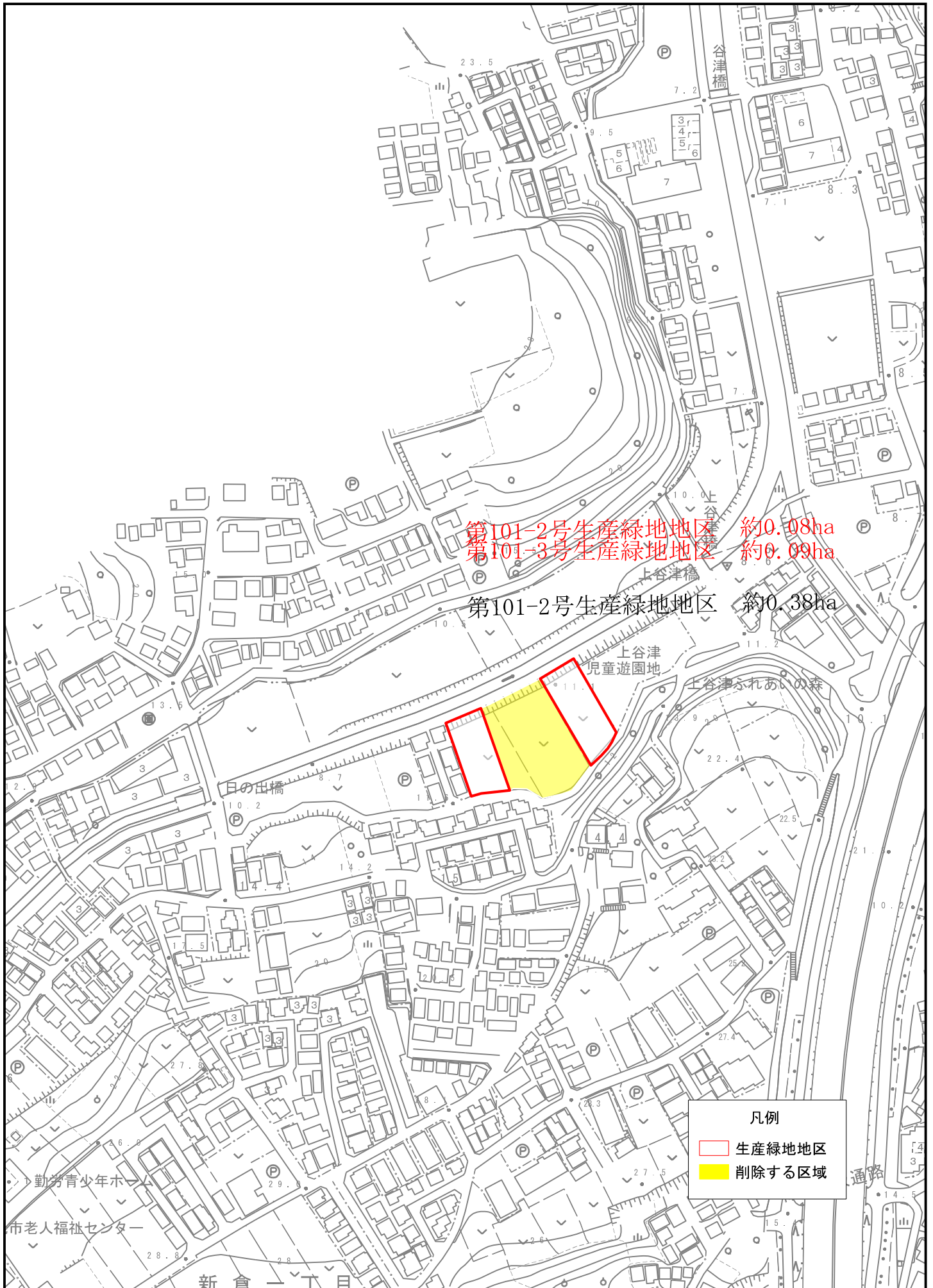
凡例
生産緑地地区
削除する区域



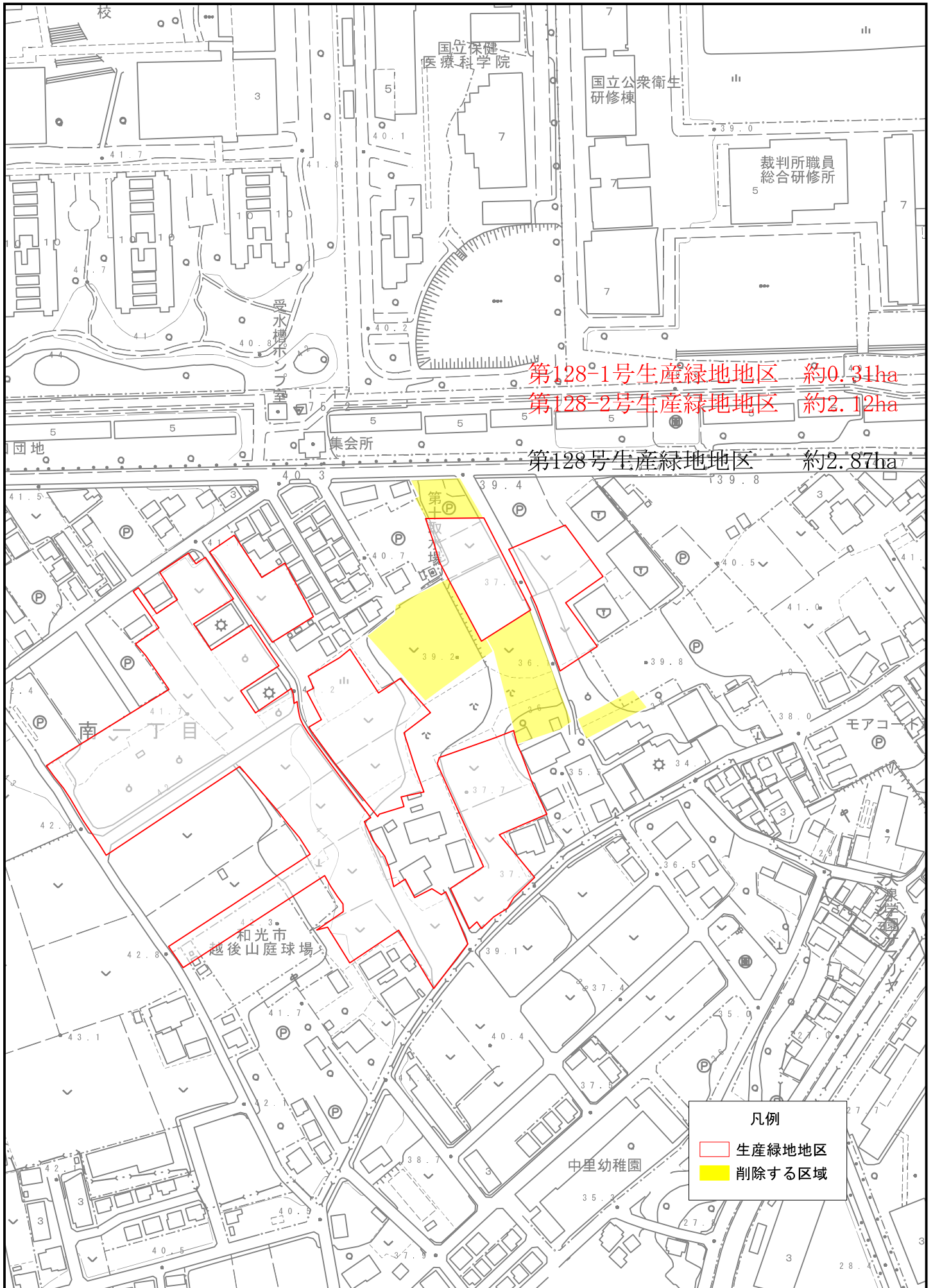


変更概要図 (4/8)

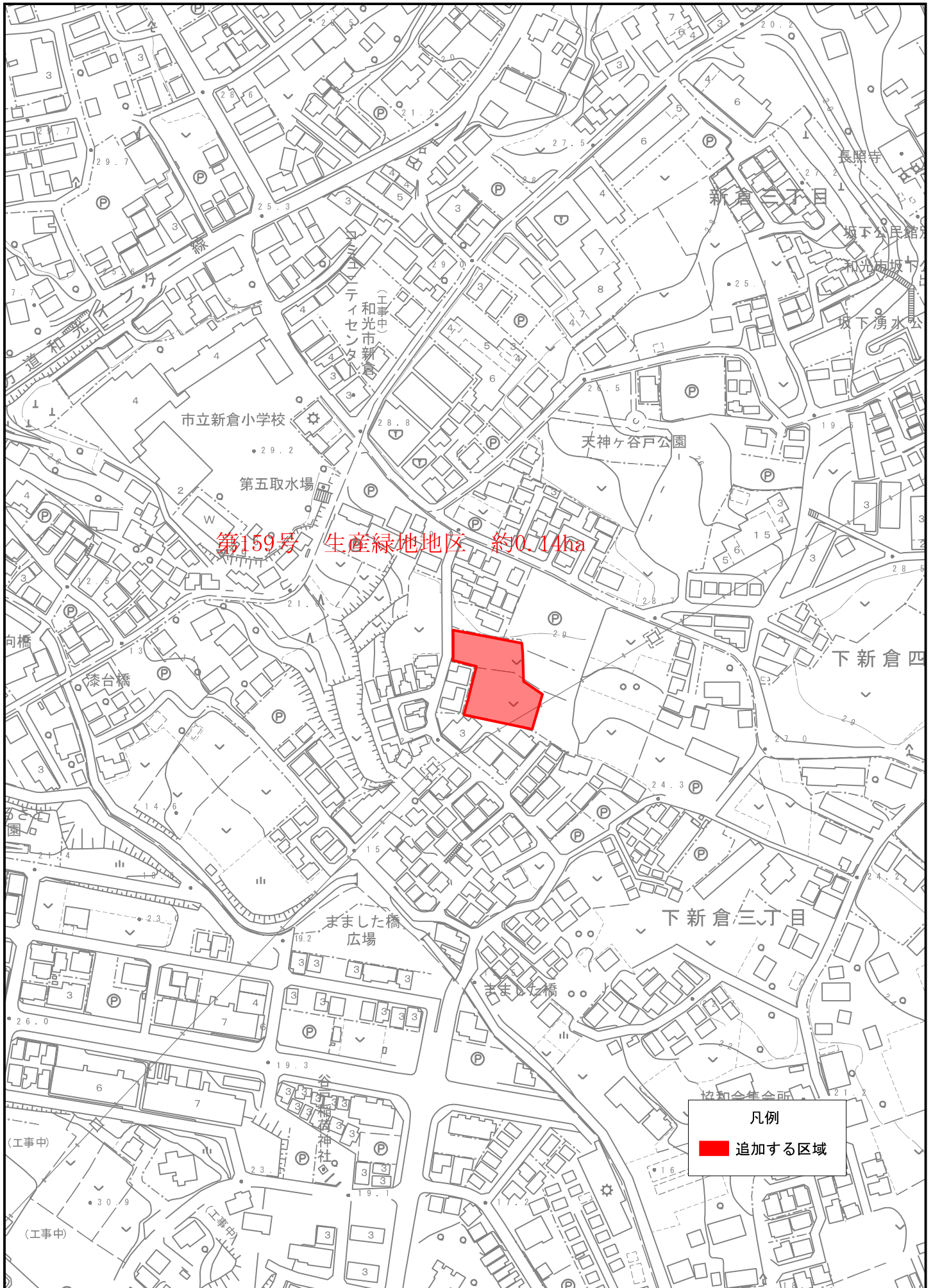




変更概要図 (6/8)



変更概要図 (7/8)



第159号 生産緑地地区 約0.14ha

凡例
■ 追加する区域



計画図

和光市 都市整備課

縮尺 1/2500

凡例

生産緑地地区

1



計画図


和光市 都市整備課

縮尺 1/2500

凡例

生産緑地地区

3




計画図

和光市 都市整備課

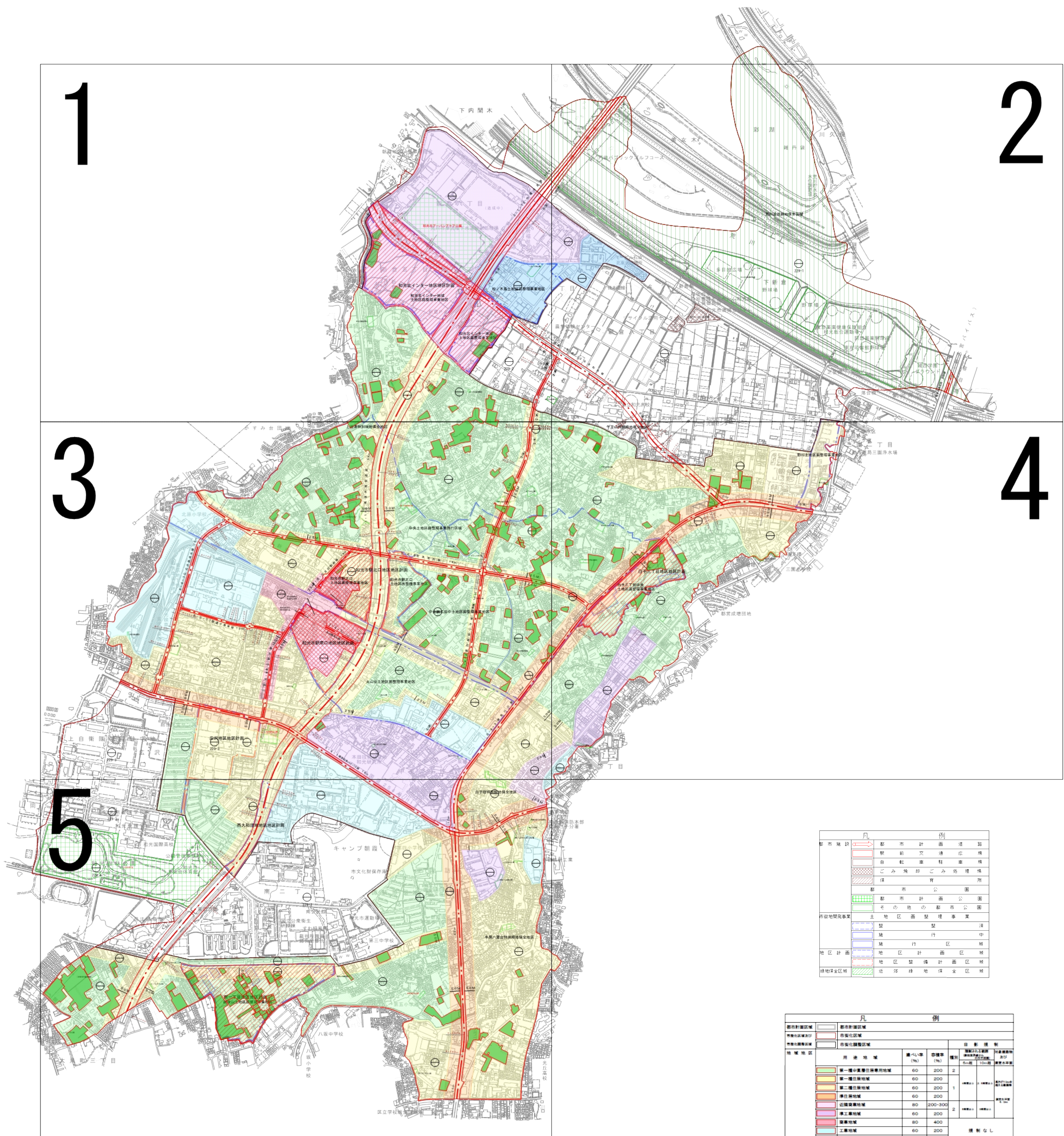
縮尺 1/2500

凡例

生産緑地地区



4



総括図

凡例
■ 生産緑地地区